

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第35回）

日 時：令和3年9月22日（水）16：00～

場 所：知事応接室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長訓示

### 3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）感染状況を踏まえた県の対応について

資料2

（3）時短要請に伴う協力金の概要（案）について

資料3

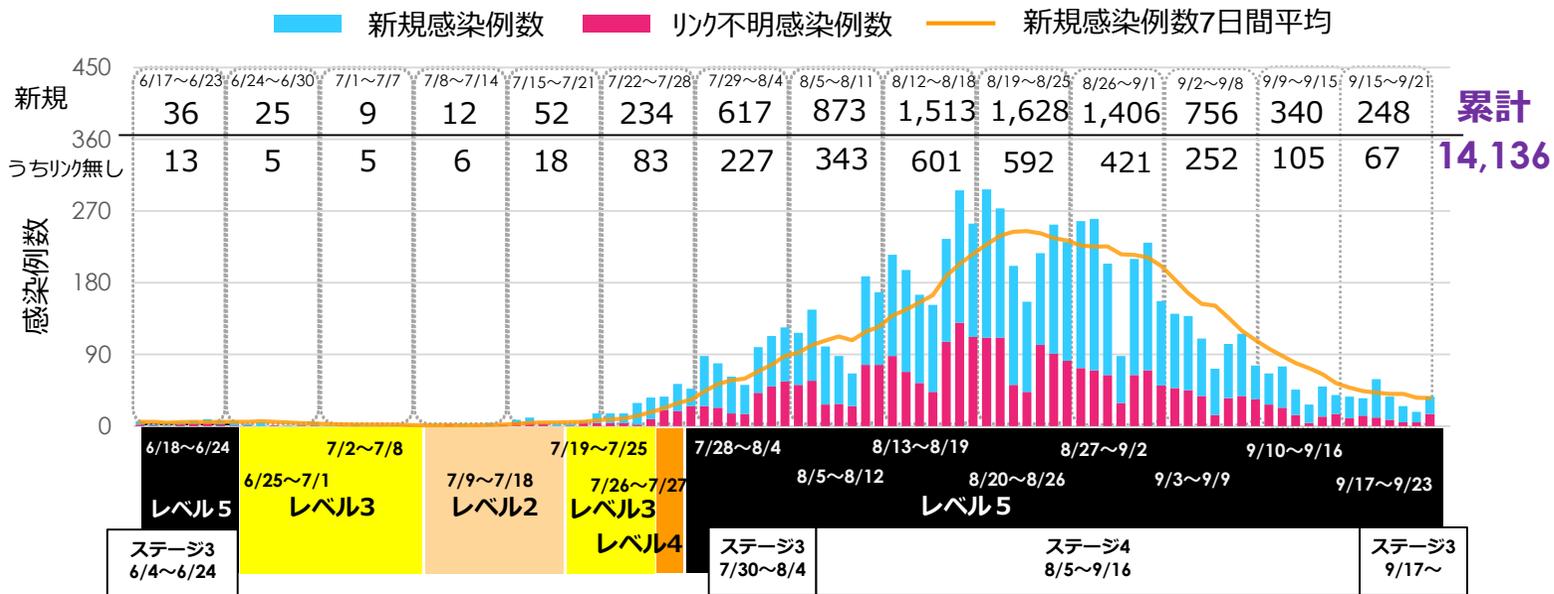
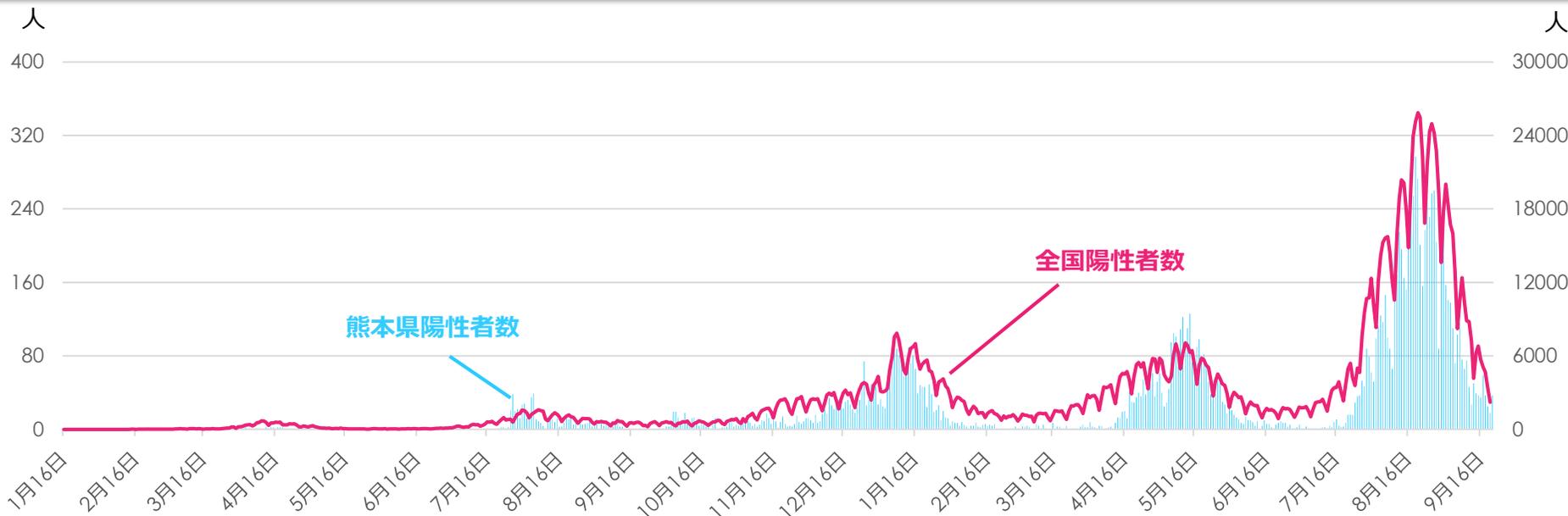
（4）その他

# 全国と熊本県の陽性確認状況

本県の9月21日までのデータによる  
全国のデータは厚生労働省より(9月20日まで)

熊本県陽性例数  
(棒)

全国陽性例数  
(折れ線)

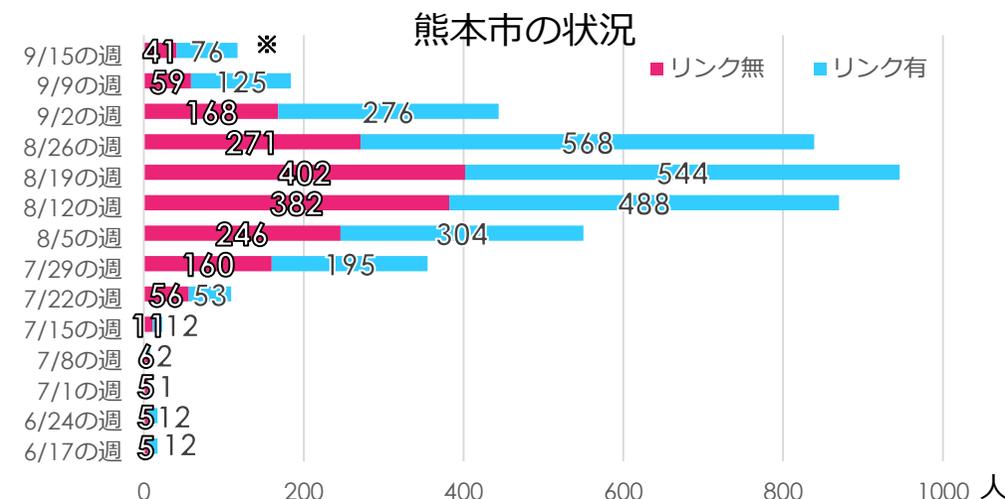
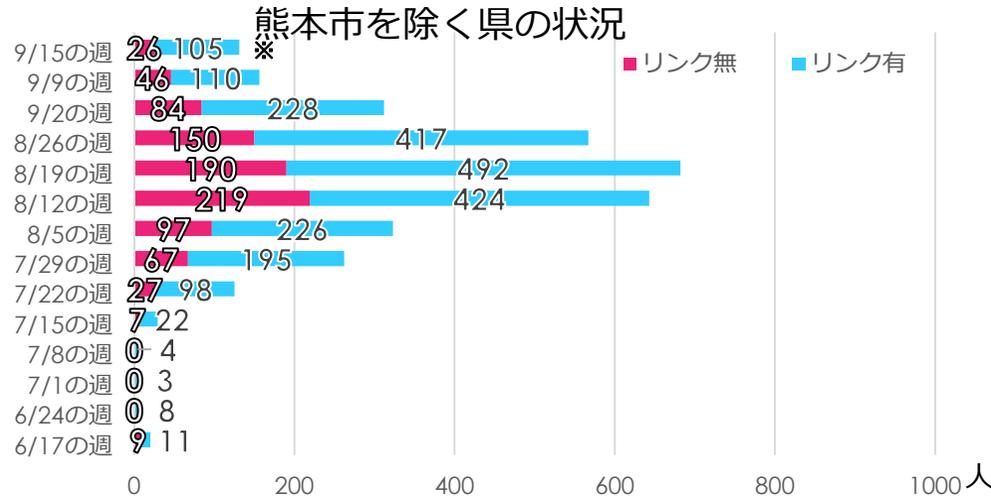


- ・リンク無し感染者数は、調査により変動することがあることに注意
- ・9/15-21のリンク未判定はリンク無に含む

資料 1

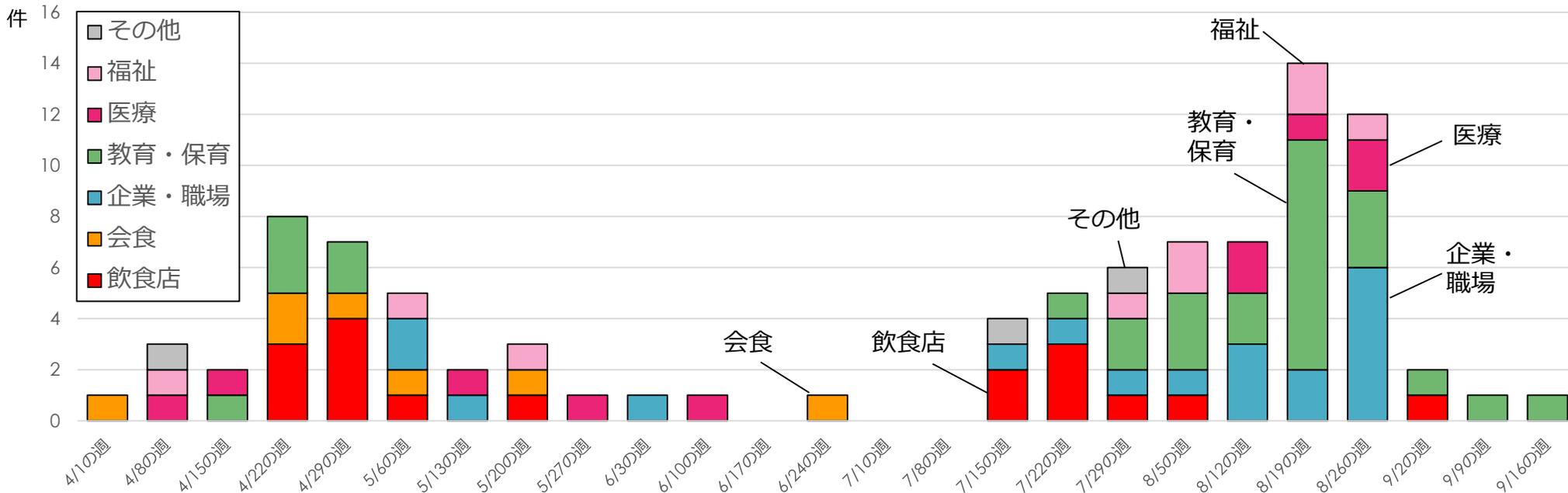
# リンク別陽性者の確認状況

\*リンクの有無は調査により変更する場合がある



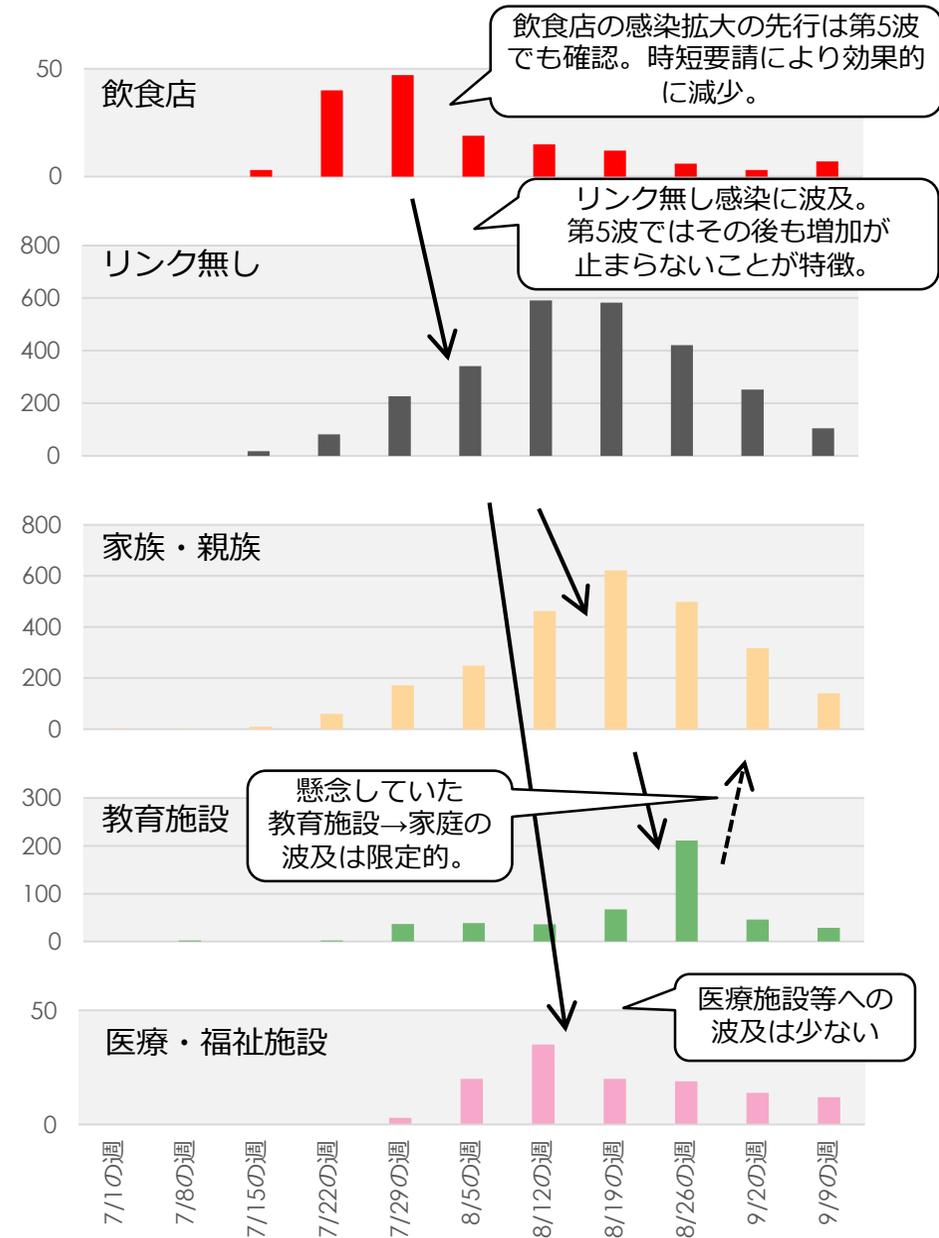
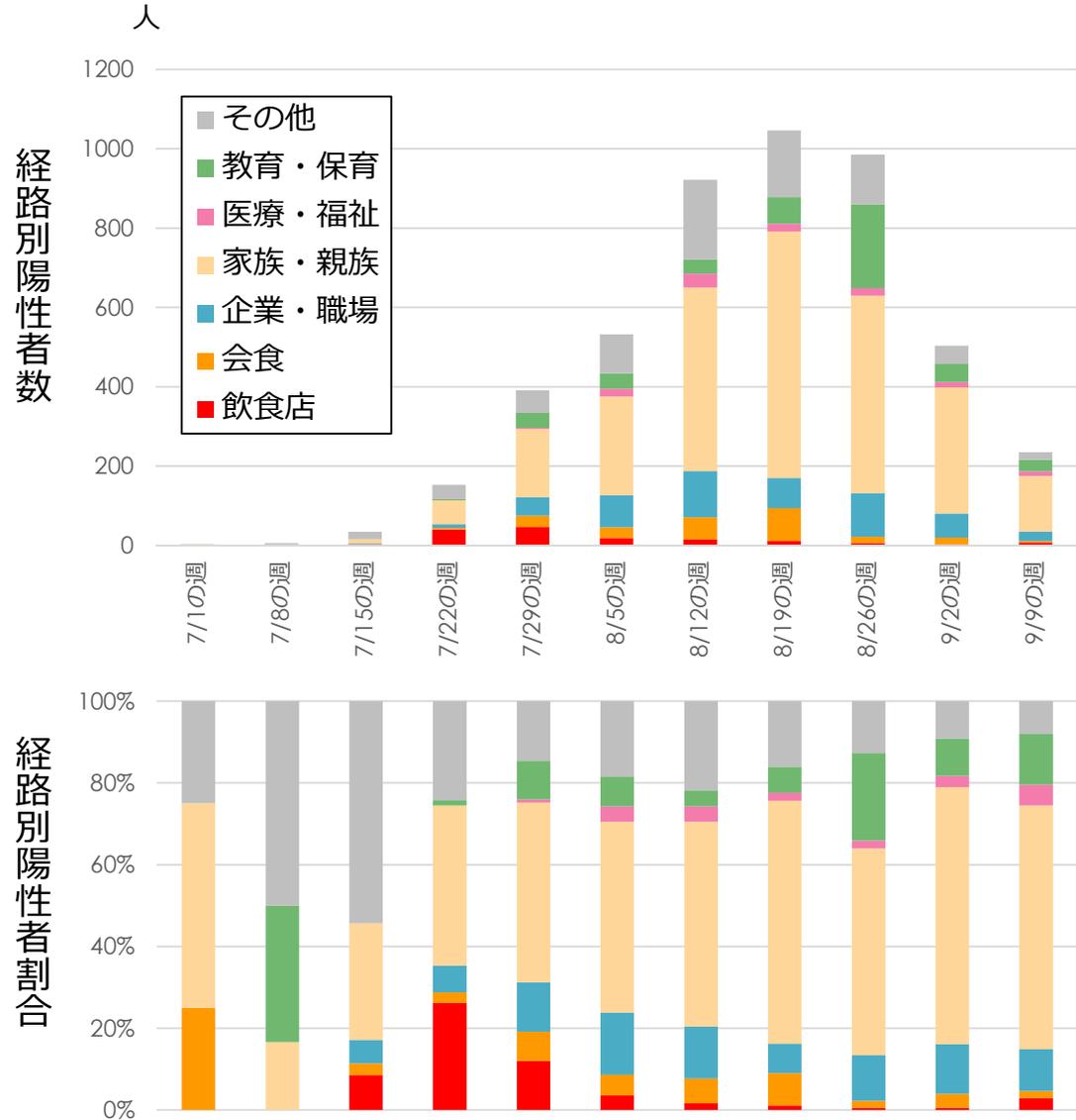
※9/15の週は9/15-21のデータ。リンク未判定はリンク無に含む

## 県内のクラスターの発生件数（令和3年4月1日以降）



2 ※各クラスターの最初の陽性者の検査確定日別に集計したもの

# 感染経路別陽性者数

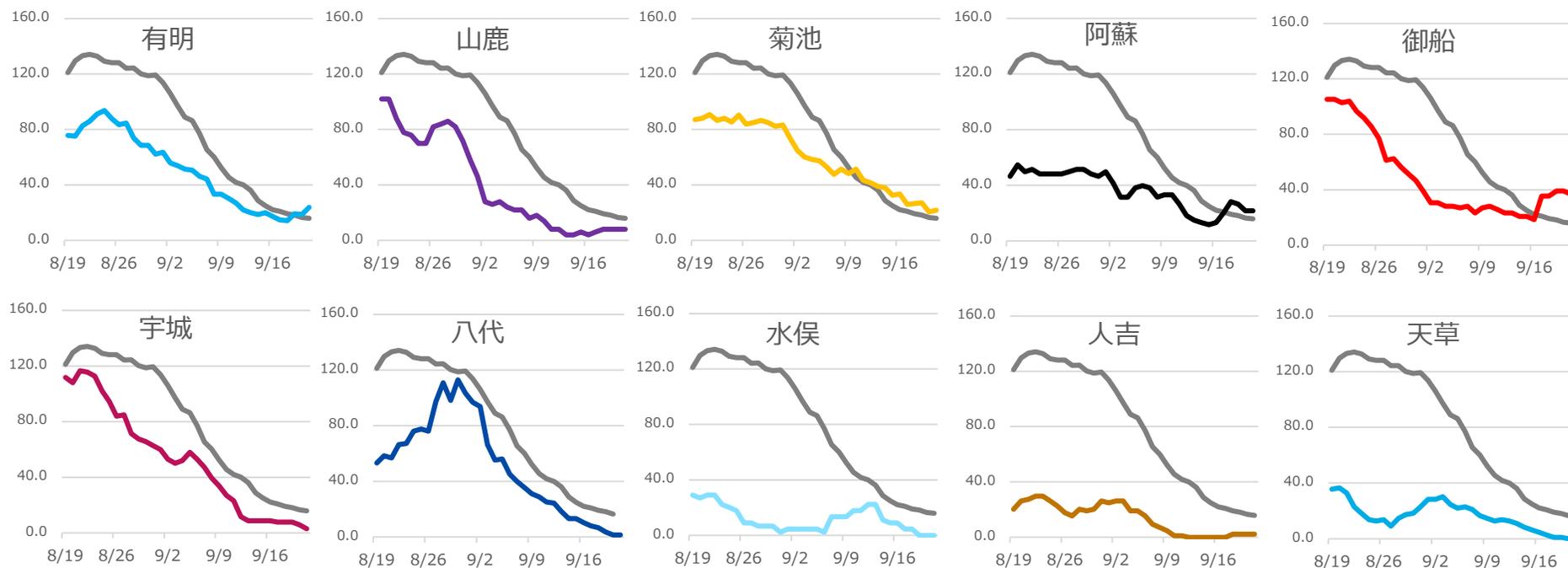


# 各保健所ごとの10万人あたり陽性者数（9月15日～9月21日）

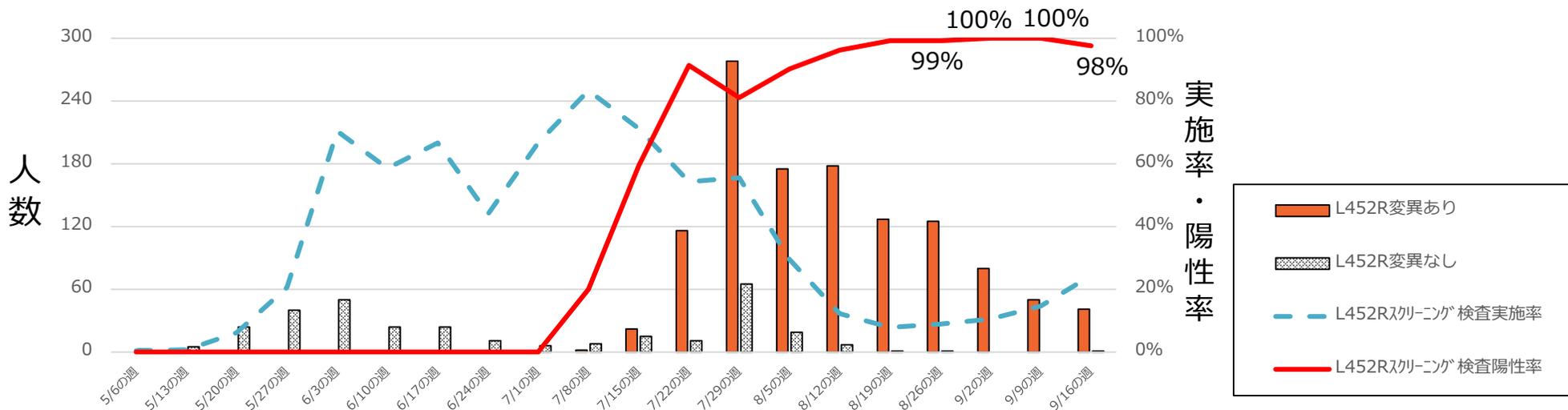
保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
熊本市保健所	117	15.9
有明保健所	37	23.7
山鹿保健所	4	8.0
菊池保健所	40	21.6
阿蘇保健所	13	21.6
御船保健所	30	36.7

保健所名	新規陽性者数	人口10万人あたり陽性者数
宇城保健所	3	2.9
八代保健所	2	1.5
水俣保健所	0	0.0
人吉保健所	2	2.4
天草保健所	0	0.0
合計	248	14.2

各保健所毎の10万人あたり陽性者数の7日間移動合計推移 ※グレーは熊本市保健所



# 県内の変異株の状況：デルタ株スクリーニング検査（L452R変異株PCR検査）



※9/21集計時点（陽性者の確定日別に集計）。9/16の週は3日分（9/16-19）のデータ。今後の検査状況により数値は変動する。

## 県内の感染状況の指標

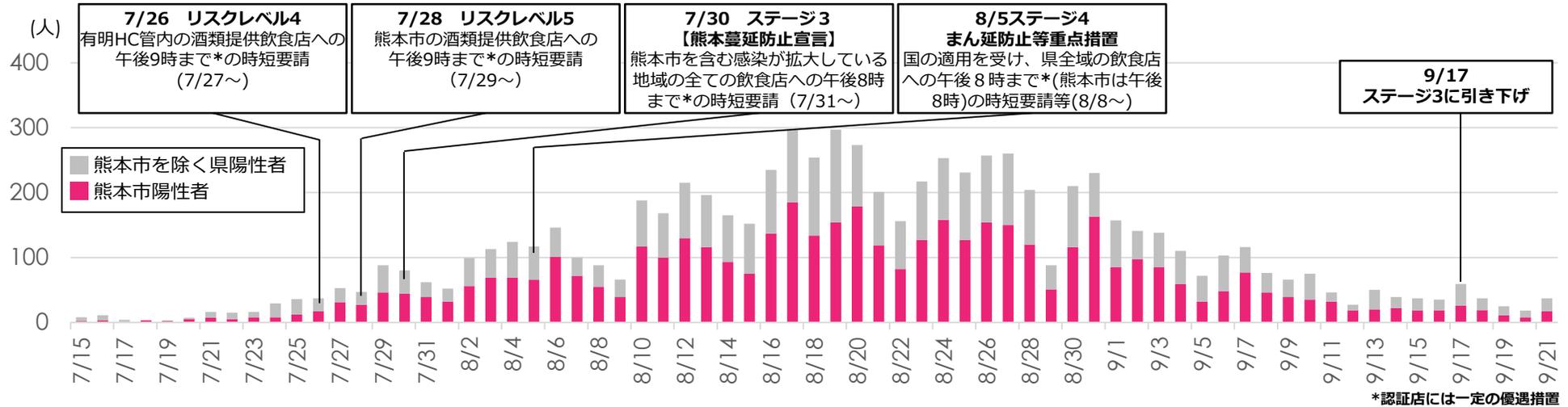
※感染経路不明割合は調査により変動する場合がある

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			早期探知指標 新規陽性者数の前週今週比  前週今週比が1.0を超える状況が継続する場合には注意が必要
	①医療の逼迫具合		②療養者数	③検査陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
	入院医療			県内全検査				
	確保病床使用率	入院率※1	重症者用病床	週移動平均	週合計	直近一週間		
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上	437人以上	50%以上	
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上	262人以上	50%以上	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階							
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階							
9月21日※2	24.7%	39.3%	16.1%	400人	3.9%※3	248人	67人(27.0%)	0.65
9月15日	35.5%	34.0%	25.0%	641人	4.5%	340人	105人(30.9%)	0.45
9月8日	50.5%	22.5%	33.9%	1,380人	8.0%	756人	252人(33.3%)	0.54
9月1日	53.9%	16.7%	32.1%	1,973人	11.1%	1,406人	421人(29.9%)	0.86
8月25日	59.2%	16.4%	25.0%	2,199人	12.4%	1,628人	592人(36.4%)	1.08
8月18日	53.6%	22.3%	16.1%	1,464人	15.0%	1,513人	601人(39.7%)	1.73
8月11日	40.8%	25.0%	12.5%	987人	11.3%	873人	343人(39.3%)	1.41

5 ※1 療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用、※2 9月15日～9月21日のデータ、※3 9月20日時点



# 感染状況を踏まえた県の対応について



第5波の特徴

- ・デルタ株の影響で全国的に爆発的に拡大。8月8日から適用されている本県へのまん延防止等重点措置は9月30日まで延長。
- ・飲食店での感染増加は、これまでと同様感染拡大初期に確認された。
- ・学校・保育所等での感染も多発。また、子どもから親への感染も見られるなど、家庭内感染が多数にのぼった。
- ・まん延防止等重点措置による対策に加え、全年齢へのワクチン接種が進む中、8月中旬以降減少が見られ始めた。

現在の状況

- ・感染者の減少は全国的に堅調で、本県は9月17日に国ステージ判断をステージ3に引き下げた。
- ・三連休においても感染の増加は見られておらず、減少傾向が継続。
- ・飲食店を原因とした感染は、時短要請以降減少したが、ゼロではなく、感染防止対策の徹底が重要。
- ・学校や保育所を原因とした感染は、新学期開始以降、大きな拡大は見られていないが散発しており、感染防止対策の徹底が重要。
- ・病床使用率は減少傾向にあるが、特に熊本市においては逼迫した状況が継続している。

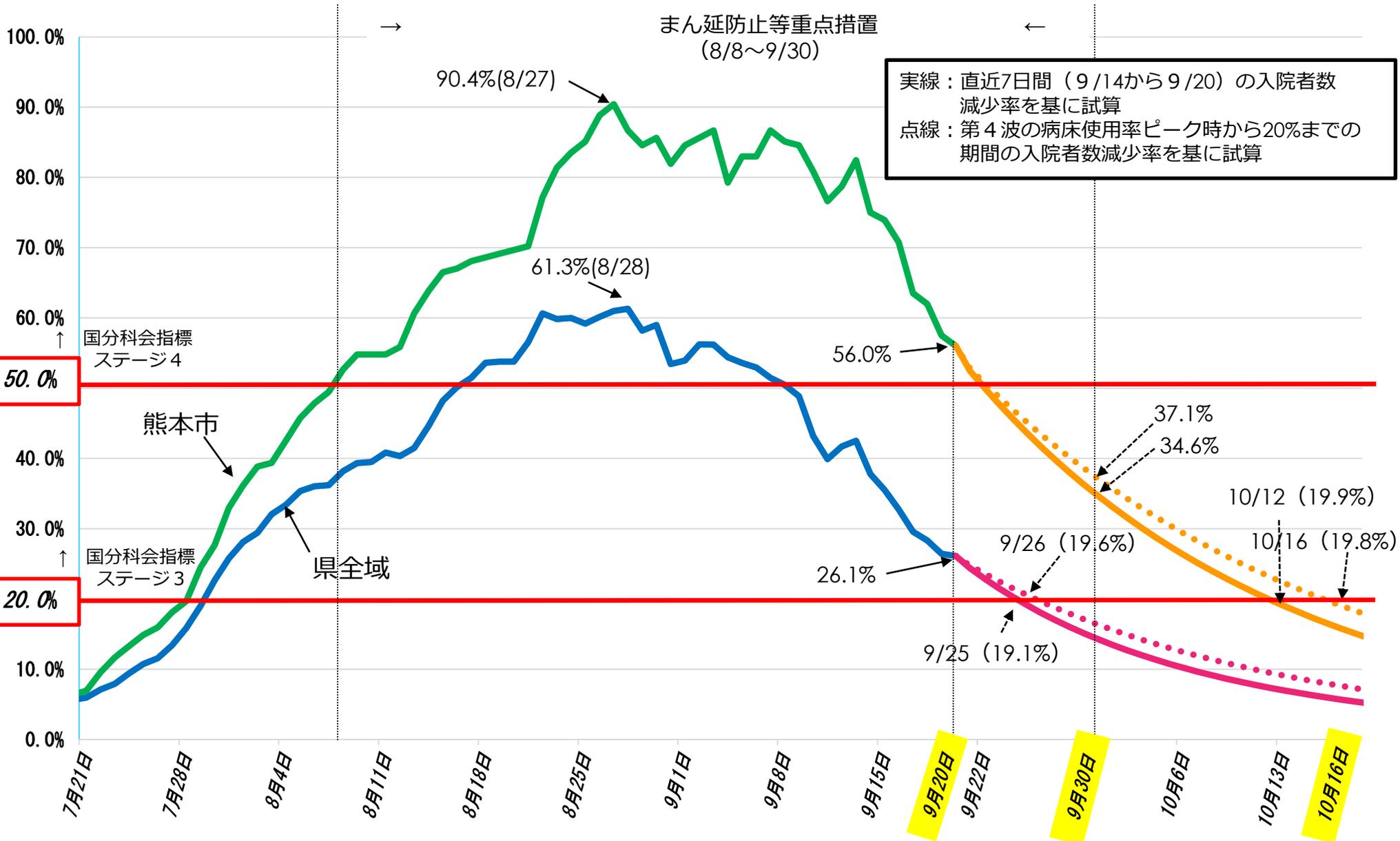
## 社会経済活動の慎重な再開に向け、次のとおりの方針とする。

- ① 9月30日までの対策は、基本的に維持する。ただし、熊本市の飲食店については、9月24日から認証店(※1)に限り酒類の提供を認める(同一テーブルへの案内は4人以内(※2)とし、酒類提供時間は午後7時30分までとする)。
- ② 9月30日をもってまん延防止等重点措置が解除されなければ対策を継続し、解除された場合は、「医療を守る行動強化期間」として、熊本市における医療提供体制の指標が十分に改善するまで、一部の対策を維持する。

※1…「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗(認証申請中の店舗は含まない)

※2…同居家族、乳幼児、介助者を除く

# 本県の病床使用率（県全域・熊本市）の推移【9月20日時点】



9月30日でまん延防止等重点措置が解除された場合は、県独自の「医療を守る行動強化期間」として、熊本市を中心とした対策を継続する。

- ・期間は、熊本市の病床使用率がステージ2の水準（20%未満）に下がる見通しの10月14日(木)までとする。
- ・時短要請の区域と対象施設は、熊本市全域の全ての飲食店とし、午後8時までの時短を要請する（認証店は通常営業も可）。

## 【熊本市の対策の比較】

赤字：変更する対策  
青字：終了/緩和する対策

	まん延防止等重点措置 9月24日～9月30日	医療を守る行動強化期間 10月1日～10月14日
県外移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全ての県外への不要不急の移動（※1）を控える</u> （特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県への不要不急の移動（※1）を控える</u></li> </ul>
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請（午後8時以降は徹底）</u></li> <li>・ <u>午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請</u></li> <li>・ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請</li> <li>・ 外出時の感染防止対策を徹底する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請</li> <li>・ 外出時の感染防止対策を徹底する</li> </ul>
会食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つのステップの遵守 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つのステップの遵守 等</li> </ul>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 <u>【認証店（※2）以外】（酒類提供・持ち込みの終日自粛）</u> <u>【認証店（※2）】（酒類提供・持ち込みは午後7時30分）</u> *9月24日から</li> <li>・ <u>飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛要請</u></li> <li>・ <u>「入場者の整理」「マスク着用の徹底」などの事業者への要請</u></li> <li>・ 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請 <u>（酒類提供ラストオーダーは午後7時30分）</u> <u>【認証店（※2）】（通常営業も可（時短要請に応じた場合は協力金支給））</u></li> <li>・ 県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など）</li> </ul>
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1000㎡超の施設は開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする要請</u></li> <li>・ <u>1000㎡超の物品販売業を営む店舗に対する混雑を避けるための要請</u></li> <li>・ <u>1000㎡以下の施設は開館時間を午後9時までとする協力依頼</u></li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドライン遵守の要請</li> <li>・ テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼</li> <li>・ 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドライン遵守の要請</li> <li>・ テレワークの推進等の協力依頼</li> <li>・ 職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼</li> </ul>
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人数5,000人かつ収容率(大声無100%、有50%)以内とする要請</u></li> <li>・ <u>開催時間の短縮（午後9時まで）要請</u></li> <li>・ <u>県主催イベントの中止または延期</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限・感染防止対策の徹底の要請（詳細は内閣官房事務連絡による）</u></li> </ul>
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県有施設（図書館・美術館・装飾古墳館を除く）を基本的に休館</u></li> <li>・ <u>全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする</u></li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学を含む学校に対し、<u>部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学を含む学校に対し、<u>地域の感染状況に応じて、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の検討を依頼</u></li> <li>・ <u>部活動において対外活動の制限を依頼</u></li> </ul>

※1 … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

※2 … 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗は含まない）

## 【熊本市以外の区域の対策の比較】

赤字：変更する対策  
青字：終了/緩和する対策

	まん延防止等重点措置 9月24日～9月30日	医療を守る行動強化期間 10月1日～10月14日
県外移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての県外への不要不急の移動（※1）を控える（特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県への不要不急の移動（※1）を控える</li> </ul>
外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出※の自粛要請（午後9時以降は徹底）</li> <li>路上・公園等での集団飲酒等の自粛要請</li> <li>外出時の感染防止対策を徹底する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時の感染防止対策を徹底する</li> </ul>
会食	<ul style="list-style-type: none"> <li>4つのステップの遵守 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4つのステップの遵守 等</li> </ul>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての飲食店に対する営業時間の短縮要請【認証店（※2）以外】（午後8時まで、酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後7時まで）</li> <li>【認証店（※2）】（午後9時まで、酒類提供ラストオーダー・持ち込みは午後8時30分まで）</li> <li>県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が示す「感染防止対策チェックリスト」や業界団体が示す「業種別ガイドライン」を参考にした感染防止対策の徹底（「マスク着用の徹底」など）</li> </ul>
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間を午後9時までとする協力依頼</li> <li>1000㎡超の物品販売業を営む店舗に対する混雑を避けるための対応の協力依頼</li> </ul>	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドライン遵守の要請</li> <li>テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼</li> <li>職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドライン遵守の要請</li> <li>テレワークの推進等の協力依頼</li> <li>職場における感染防止のための取組み徹底の協力依頼</li> </ul>
イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数5,000人かつ収容率(大声無100%、有50%)以内とする要請</li> <li>開催時間の短縮(午後9時まで)要請</li> <li>県主催イベントの中止または延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限・感染防止対策の徹底の要請（詳細は内閣官房事務連絡による）</li> </ul>
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>県有施設（図書館・美術館・装飾古墳館を除く）を基本的に休館</li> <li>全ての施設について、予約済みのものであっても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする</li> </ul>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学を含む学校に対し、地域の感染状況に応じて、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動の自粛の検討を依頼</li> <li>部活動において対外活動の制限を依頼</li> </ul>

※1 … 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

※2 … 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗は含む）

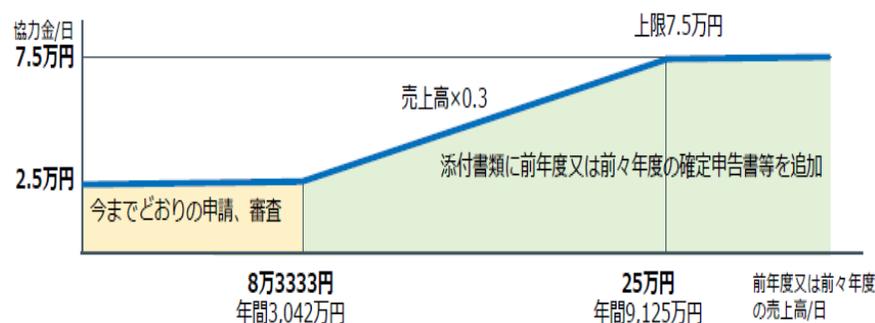
# 「医療を守る行動強化期間」における飲食店に対する時短要請協力金の概要（案）

熊本市における飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々（店舗ごと）に協力金を支給する。

- 1 要請期間 令和3年10月1日（金）～令和3年10月14日（木）
- 2 対象区域 熊本市全域
- 3 対象者 午後8時以降も営業している飲食店等（約4,500店舗）※  
※熊本県感染防止対策認証店については、通常営業も可能とし、時短要請に応じていただいた場合は、協力金を支給します。
- 4 要請内容 営業時間を午後8時までに短縮（酒類提供ラストオーダーは午後7時30分まで）
- 5 申請受付 要請期間終了後に受付を開始する予定です。
- 6 交付額

## <中小企業等（売上高方式）>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円



## <大企業（売上高減少方式）> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

<協力金関係> 平日 9:00～17:00

コールセンター：096-333-2828

<認証店関係> 平日 10:00～18:00

認証制度事務局：096-353-6330